

## 仕様書（案）

### 1 業務名

令和7年度空き家を活用した複業・起業による関係人口創出事業

### 2 業務目的

県外の主に都市部に在住する複業・起業に関心がある層（以下「都市部人材」という。）に対し、和歌山県内の空き家を活用した新しいビジネスの創出を促すことで空き家の有効活用に繋げるとともに、県内で活動する関係人口の増加による持続可能な地域づくりを促進することを目的に事業を実施する。

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 4 業務の内容

#### ①空き家を活用した新しい働き方（複業・起業）のモデル事業の創出

- ・和歌山県南部（田辺市以南）の2地域以上で、都市部人材と地域をマッチングし、県内の他の地域でも横展開が可能となるようなモデル事業の創出に取り組むこと。
- ・都市部人材と地域のマッチングを円滑に行うため、都市部及び地域の両方にコーディネーター（調整役）を設置すること。
- ・都市部人材は主に首都圏に在住する複業・起業に関心がある層を対象とすること。
- ・業務の実施にあたっては、県内の地域づくり事業者や市町村等との連携を図ること。

#### ②成果報告会の開催

- ・①の業務について、成果報告会を開催することとし、本県の関係人口となり得る人材が30名以上参加する企画とすること。
- ・成果報告会は東京都での現地開催とし、オンラインを活用したハイブリッドでの開催も可能とする。
- ・参加者の募集にあたっては、効果的な広報及び募集の手法を提案すること。
- ・報告会の終了後も参加者等との継続的な関係を築くための手法を提案すること。

#### ③次年度の横展開に向けた事前準備

- ・次年度の横展開や更なる事業創出に向けて、本業務を通して出てきた今後の可能性や課題、方向性等について分析を行い県に提案すること。なお、⑤実績報告書において提案することも可能とする。
- ・来年度の予算の参考とするため、10月初旬を目途に実施した事業内容を踏まえ、和歌山県がとるべき今後の関係人口創出を促進させるための施策の方向性について中間報告をすること。なお、様式は任意様式とする。

#### ④独自の取組

上記のほか「2業務目的」を達成するために有効と思える取組が委託料の範囲で可能な場合は企画提

案すること。

#### ⑤実績報告書

業務の内容及び成果を記載した報告書を作成することとし、参加者（成果報告会含む）へのアンケート結果を必ず記載すること。

### 5 納品物と納入期限

#### ・実績報告書

令和8年3月31日までに電子データで提出すること。

### 6 再委託

本業務の実施にあたり、再委託が必要となる場合は、事前に県の承認を得ること。

### 7 その他

- ①個人情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年10月5日条例第38号）、和歌山県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。また、業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。これらのことは本契約終了後においても同様とする。
- ②受託者は、業務の進捗状況に関して、随時県に報告するとともに、適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- ③本事業の目的を達成するため、県が実施する他の空き家対策関連事業、関係人口創出関連事業及び委託事業者と連携を図ることで、相乗効果を上げること。
- ④本事業の実施にあたって取得した物品のうち、取得価格が5万円以上の物品については、県に帰属するものとし、本事業終了後に引き渡すこと。
- ⑤本業務における成果品は全て県に帰属するものとする。
- ⑥本仕様書にないものや疑義が生じた場合は、県及び受託者の協議により決めるものとする。
- ⑦本業務は国費を用いて執行する予定であり、事業完了後5年間は事業に係る帳簿等を保管し、和歌山県監査委員や会計検査院の検査に協力すること。なお、業務の実施にあたっては、「委託費より特定の個人への旅行代金（交通費や宿泊費、飲食費等）を支出することは不可とする」ため留意すること。